

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまへ 平成30・31年度の後期高齢者医療制度の保険料率をお知らせします

4月1日から、保険料率が右表のとおりに変わります。

平成30・31年度の保険料率(年額)

区分	保険料率	
	現行(平成28・29年度)	改定後(平成30・31年度)
被保険者均等割額	45,242円	43,727円
所得割率※	8.94%	8.26%
年間保険料上限額	57万円	62万円

※所得割額：総所得金額などから基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

保険料が軽減される場合および変更点

●所得の低い人の軽減

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の人は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が「9割・8.5割・5割・2割」のいずれかの割合で軽減されます。

- ・基礎控除後の総所得金額が58万円以下の人への軽減は、次のとおり変更されます。

改正前：所得割額が2割軽減 **改正後：**所得割額軽減なし

●職場の健康保険などの被扶養者であった人の軽減

- ・資格を得た日の前日に職場の健康保険などの被扶養者への軽減は、次のとおり変更されます。

改正前：均等割額は7割軽減、所得割額は課されない **改正後：**均等割額は5割軽減、所得割額は課されない

保険料均等割額の軽減範囲が拡大されます

●均等割額が2割軽減される人

- ・被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額などが、次の計算式を超えない人。

改正前：「基礎控除額(33万円)」+「49万円×世帯の被保険者数」

改正後：「基礎控除額(33万円)」+「**50万円**×世帯の被保険者数」

●均等割額が5割軽減される人

- ・被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額などが、次の計算式を超えない人。

改正前：「基礎控除額(33万円)」+「27万円×世帯の被保険者数」

改正後：「基礎控除額(33万円)」+「**27万5千円**×世帯の被保険者数」



広域連合ホームページ(QRコード)で保険料額の試算ができます。

新しい保険料の額は、7月に郵便でお知らせします

8月1日から使用する被保険者証は、7月中に簡易書留でお届けします。8月1日からは新しい被保険者証をお使いください。

入院時食事代の標準負担額が変わります

- ・4月1日から、所得区分が現役並み所得者および一般の人は次のとおり変わります。

現行：360円/食 **改定後：**460円/食

※所得区分が区分Ⅰ、区分Ⅱ(住民税非課税世帯)、指定難病患者については変更ありません。

※療養病床に入院した場合の食事代は変更ありません。

療養病床に入院した場合の居住費の標準負担額は、平成29年10月から370円/日に変更しています。

入院医療の必要性の高い状態が継続する患者については、200円/日が平成30年4月から370円/日となります。

問 国保年金課 ☎(582)1120 ㉠(582)1138

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎(522)3013 ㉠(522)3023



平成30年度 国民年金保険料額のお知らせ

平成30年度の国民年金保険料額は、月額16,340円です。

国民年金保険料は、日本年金機構から送られる納付書で、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付や口座振替もありますので、ぜひご利用ください。

問 専任年金事務所

☎(567)2220

国保年金課

☎(582)1120

㉠(582)1138